有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令

厚生労働省
経済産業省令第二号
環境省

有害性情報の報告に関する省令（平成十六年厚生労働省経済産業省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条　第一条中「第三十一条の二第一項」の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）」を加える。

第二条の見出しを「（報告を要する知見に係る報告書の提出）」に改め、同条中「その製造」を「その製造し、」に、「別記様式」を「別記様式第一」に改める。

第二条の次に次の二条を加える。

（報告を行う組成、性状等）

第三条　法第三十一条の二第三項に規定する組成、性状等に関する知見として厚生労働省令、経済産業省令及び環境省令で定めるものは、次の各号に掲げる知見とする。

一　融点
二　沸点
三　蒸気圧
四　一―オクタノールと水との間の分配係数
五　水に対する溶解度
六　解離定数
七　光分解性
八　加水分解性
九　大気、水域、底質又は土壌に係る分配係数
十　生分解性
十一　生物濃縮性
十二　魚類に対する急性毒性又は慢性毒性
十三　水生の無脊椎動物に対する急性毒性又は慢性毒性
十四　水生の植物に対する毒性
十五　鳥類の繁殖に及ぼす影響
十六　底生生物に対する毒性
十七　生体内運命（継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあるものに係る知見に限る。次号から第二十四号までにおいて同じ。）
十八　薬理学的特性
十九　反復投与による毒性
二十　慢性毒性
二十一　変異原性
二十二　がん原性
二十三　催奇形性
二十四　生殖能及び後世代に及ぼす影響
二十五　その他毒性学的に重要な影響
二十六　監視化学物質又は第二種特定化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合における、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）に関する前各号のいずれかに掲げる知見

（報告を行う組成、性状等に係る報告書の提出）

第四条　監視化学物質又は第二種特定化学物質の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した監視化学物質又は第二種特定化学物質について、前条に規定する知見を有しているときは、法第三十一条の二第三項の規定に基づき、遅滞なく、別記様式第二による報告書を、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出するものとする。

様式中「様式」を「様式第一（第二条関係）」に改め、「第31条の２第１項」の下に「（同条第２項において準用する場合を含む。）」を加え、同様式を様式第１とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第二（第四条関係）

有害性情報報告書

年　月　日

厚生労働大臣
経済産業大臣　殿
環境大臣

氏名又は名称及び法人にあっては、
その代表者の氏名　　印
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第31条の２第３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　監視化学物質又は第２種特定化学物質の名称及び構造式
２　有害性情報を得た時期及びその入手方法
３　有害性情報の概要

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　試験報告書、有害性情報の内容を示す書類等を添付すること。
３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第二条　有害性情報の報告に関する省令の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第三十一条の二第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

第三条中「第三十一条の二第三項」を「第四十一条第三項」に、同条第二十六号中「監視化学物質」を「優先評価化学物質、監視化学物質」に改める。

第四条中「監視化学物質」を「優先評価化学物質、監視化学物質」に、「第三十一条の二第三項」を「第四十一条第三項」に改める。

様式第一中「第31条の２第１項」を「第41条第１項」に改める。

様式第二中「第31条の２第３項」を「第41条第３項」に、「監視化学物質」を「優先評価化学物質、監視化学物質」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

○経済産業省令第七十一号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第十一条第三項及び第十一条の二第三項の規定に基づき、第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

経済産業大臣　直嶋　正行

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令（平成十二年通商産業省令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。